

令和4年4月からの任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、
34万円（令和3年度従前32万円）に改定します。
退職時の標準報酬月額が34万円以上の該当者は34万円となります。

くわしくは

「保険料の決め方」

「会社を退職したとき」をご覧ください。